

こんな農地はありませんか？



- 昔から手続きをせずに農地を貸して(借りて)いる。
- 手続きをしてあるのかもわからない農地を貸して(借りて)いる。
- 親戚・知人に信頼だけで貸して(借りて)いるので、手続きをしていない。
- 転作・税金等の関係があるので手続きをしていない。
- 手続きがめんどうくさいからヤミで貸して(借りて)いる。
- 農作業受委託であるにもかかわらず、地主が相手方から賃借料をもらっている。
- 法律の要件に該当しないので、ヤミで貸して(借りて)いる。

農地の賃借権の時効取得とは…

正規の手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行われていた場合、民法第163条(所有権以外の財産権の取得時効)により、賃借権を賃借人が取得することがあります。

その場合、いざ農地を売ったり、貸したりするときには、賃借人の同意が必要になったり、印鑑代(離作料)を請求される場合があります。

裁判になると、膨大な裁判費用がかかったり貴重な時間を費やすことになり、地主・賃借人双方にとって相当な負担を強いられることとなります。

この様なトラブルをなくすために…

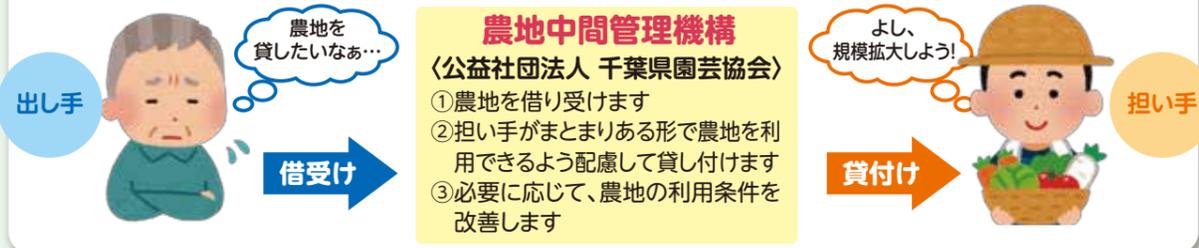
農地の貸し借りは、正規の手続きで!

問い合わせ 農地利用最適化推進班 ☎043-245-5769

農地の出し手を募集中です

本市では、規模を拡大したい担い手に貸し付ける農業振興地域内の農地を探しています。
 「農業からのリタイアを考えている。」、「相続した農地の管理に困っている。」、「水田をやめて畑に専念したい。」
 など、貸したい農地がある方は、農政課又は、千葉県園芸協会(農地中間管理機構(以下機構))にご相談ください。
 機構を通じた農地の貸借では、賃料の徴収、支払いも機構が行います。
 また、希望する受け手がいる場合もご相談ください。

農地中間管理事業の仕組み(農業振興地域の農地に限ります)



問い合わせ 農政課 ☎043-245-5759
 (公社)千葉県園芸協会農地部 ☎043-223-3011

編集後記

長年、農業に携わり農業委員を務めてまいりましたが、今年の夏は地面に映る影もひととき濃く、千葉でも35度を超える日々が続くなど、例年にない厳しい暑さが続いています。
 農作業にも厳しい日々が続きますが、熱中症対策には「こまめな水分補給、こまめな休憩」「涼しい服装、安全な作業環境」「天気予報と体調チェック」が必要であるといわれています。特に高齢者の方は体調管理に気を付けて頂き、平成最後の夏を乗り切り、実りの秋をみんなで迎えていきましょう。
 (花見川区：I)



農業委員会だより

地域の農業の将来について、地域の皆さんで考えてみませんか？



緑区板倉町、大椎町の水田

緑区の板倉・大椎土地改良区では、地域での農業の問題について繰り返し話し合いを行い、農業の担い手に農地を集めるなど地域農業の将来の方向性を決定しました。

地域農家の高齢化、後継者不足、耕作放棄地など地域の農業の問題について、地域で話し合ってみませんか？

市では、農業委員、農地利用最適化推進委員が中心となり、土地改良区や農家組合などで地域の農業についての話し合いを推進しています。

美しい水田、畑を次世代に残していきましょう!!



問い合わせ 農地利用最適化推進班 ☎043-245-5769

主な内容

地域ぐるみで鳥獣被害を減らしましょう!	2頁	農地の売買や転用 ~許可申請はお早めに~	3頁
今年も、農地の利用状況調査を実施します	3頁	こんな農地はありませんか?	4頁
新農地利用最適化推進委員の紹介	3頁	農地の出し手を募集中です	4頁



地域ぐるみで鳥獣被害を減らしましょう!

平成29年度の千葉市の鳥獣による農作物被害額は約1,600万円で、前年度と比べほぼ横ばいとなっています。鳥獣被害は、営農意欲の減退や耕作放棄の要因となっており、数字に現れる以上に深刻な影響を及ぼしています。近年では、カラスやハクビシンに加えて、アライグマやイノシシの被害が増えつつあります。イノシシは緑区の越智町、大木戸町、板倉町、小食土町、下大和田町などで被害が発生しており、農作物の食害だけでなく、田畑の掘り起こしなどの物理的な被害も発生しています。

地域の皆さんで共通認識を持ち、鳥獣対策に取り組みましょう。

被害を防ぐには～鳥獣対策の3つの柱～

鳥獣対策は、「捕獲」「防護(侵入防止)」「鳥獣のすみにくい環境管理」の3つを組み合わせることで重要です。特に「鳥獣のすみにくい環境管理」については、地域ぐるみの対策が必要になります。

鳥獣のすみにくい環境管理(「餌」と「棲み家」を無くす!)

①集落みんなで協力し、徹底して「餌」を取り除きましょう。

収穫しない野菜や果実、間引いた株などは速やかに片づけ、畑や山林に放置しないようにしましょう。収穫しない栗、渋柿などの木は伐採してしまうことも有効です。



放置した野菜は餌になる!

②棲み家を無くしましょう。

耕作放棄地や荒れた山林は、鳥獣の棲み家になってしまいます。イノシシについてはこのような場所で繁殖します。



荒れ地は鳥獣の棲み家になる!

千葉市鳥獣被害防止対策協議会の活動～本市の支援策～

現在、鳥獣による農業被害対策については、市、JA、猟友会等で組織する協議会が中心となって、以下の取組みを行っています。

①捕獲

鳥獣の種類によって異なりますが、猟友会やJAの協力のもと主に「箱わな」による捕獲を行っています。

②電気柵の設置

田畑への侵入防止対策として「電気柵」を設置しています。

③荒れ地の刈払い

県の事業(平成30年度～平成32年度)を活用し、イノシシの棲み家となる耕作放棄地等の刈払い対策を行う予定です。

④免許取得への補助

捕獲従事者を確保するため、わな免許を取得する際に必要な経費について一部助成しています。

⑤イノシシ対策講習会

イノシシについては、交通事故や人身被害等、農業以外にも大きな影響を受ける恐れがあり、地域が一体となって対策に取り組む必要があります。専門家が地域に出向き、生息状況の調査や集落診断、技術講習等を行いますので、お問い合わせください。



集落でのイノシシ対策講習会の様子

農作物被害状況調査への協力とイノシシ情報の提供をお願いします。

鳥獣対策を効果的に行うためには、正確な情報が必要になりますので、被害にあわれた場合には記録を残し、毎年4月頃に実施している「農作物被害状況調査」への協力をお願いします。

また、急速に生息域を広げつつあるイノシシについては、緊急性が高いため、農業被害がなくとも、目撃したり足跡を発見した場合はご連絡ください。

問い合わせ

農政センター農業生産振興課
(千葉市鳥獣被害防止対策協議会事務局)

☎043-228-6279

今年も、農地の利用状況調査を実施します



農業委員会は、農地法の規定に基づき、遊休農地の実態把握と発生防止のため、今年は7月から9月までの間、農地の利用状況の現地調査を行っています。

調査の結果、遊休農地と判断された農地については、農地利用意向調査を実施します。

この調査は、遊休農地の所有者に対して、今後の農地の利用計画をお聞きするもので、自らこの農地を利用する意向がない場合は、県の農地中間管理事業や担い手農家への貸付け等を検討していただくことになります。

農地の利用状況調査と遊休農地対策に引き続きご理解とご協力をお願いします。

併せて、この機会に作付け、耕耘、草刈などの農地の管理を徹底して下さるようお願いいたします。

問い合わせ

農地指導班

☎043-245-5768

新農地利用最適化推進委員の紹介

農地利用最適化推進委員が不在となっていた、第3地区(花見川区犢橋町・三角町・千種町・稲毛区小深町・山王町・長沼町・長沼原町・六方町)に5月15日付で新たに大宮良文氏が委員として委嘱されました。

農地に関するお困りごとなどがあればお気軽にご相談ください。



第3地区
大宮 良文 委員

花見川区こてはし台在住
☎043-250-6861

※千葉市の農地には、それぞれ担当推進委員がいます。お住まいの地区の担当推進委員については、農業委員会ホームページ([千葉県農業委員会](#) で検索)をご覧ください。

農地の売買や転用

～許可申請はお早めに～

審査日程表	
9月～12月	
審査日程	転用許可・耕作目的の売買等許可申請受付期間
9月13日(木)	8月21日(火)～24日(金)
10月15日(月)	9月21日(金)～25日(火)
11月15日(木)	10月22日(月)～25日(木)
12月13日(木)	11月21日(水)～22日(木)

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や市街化調整区域の農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会または知事の許可が必要になります。

許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は違反転用となります。

また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。

なお、市街化区域の農地転届出についての受理通知書は、受付日の翌日午後3時以降(受付日が休日の前日の場合は、翌開庁日)に交付します。

問い合わせ

農地審査班 ☎043-245-5767
農地指導班 ☎043-245-5768